

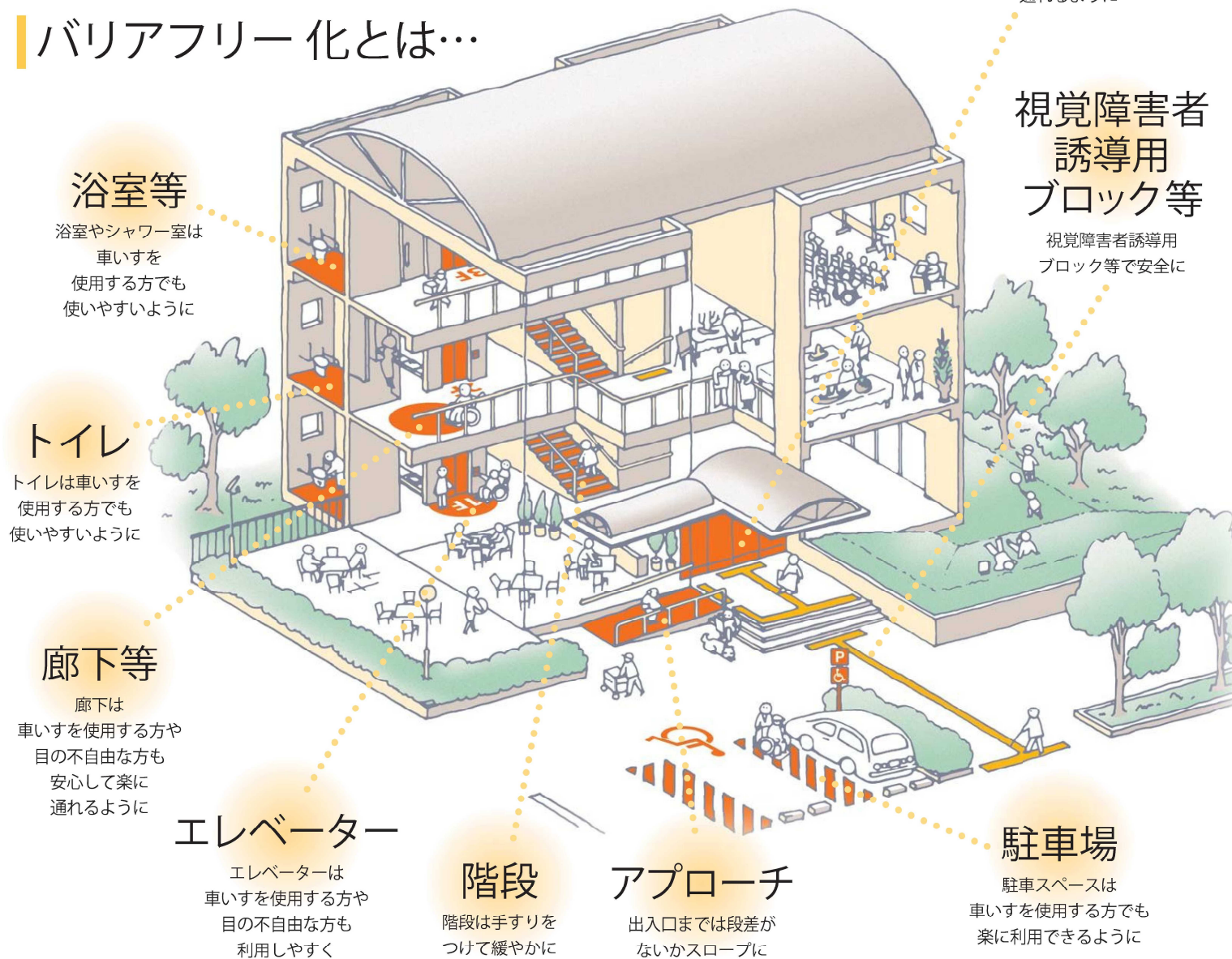
# バリアフリー法の概要について (建築物関連)

---

# 建築物のバリアフリー化の目的について

劇場や銀行、ホテル、デパートなど、だれもが利用する建築物、老人ホームや福祉ホームなど、お年寄りや障害をお持ちの方が主に利用する建築物、事務所や学校、マンションなど、多くの方々が利用する建築物は、社会全体の財産です。お年寄りや障害をお持ちの方も、子供や妊娠中の方も、皆が利用しやすい建築物にしていきましょう。

## バリアフリー化とは…



### 出入口

玄関や部屋のドアは  
車いすを使用する方でも  
通れるように

### 視覚障害者 誘導用 ブロック等

視覚障害者誘導用  
ブロック等で安全に

### 浴室等

浴室やシャワー室は  
車いすを  
使用する方でも  
使いやすいように

### トイレ

トイレは車いすを  
使用する方でも  
使いやすいように

### 廊下等

廊下は  
車いすを使用する方や  
目の不自由な方も  
安心して楽に  
通れるように

### エレベーター

エレベーターは  
車いすを使用する方や  
目の不自由な方も  
利用しやすく

### 階段

階段は手すりを  
つけて緩やかに

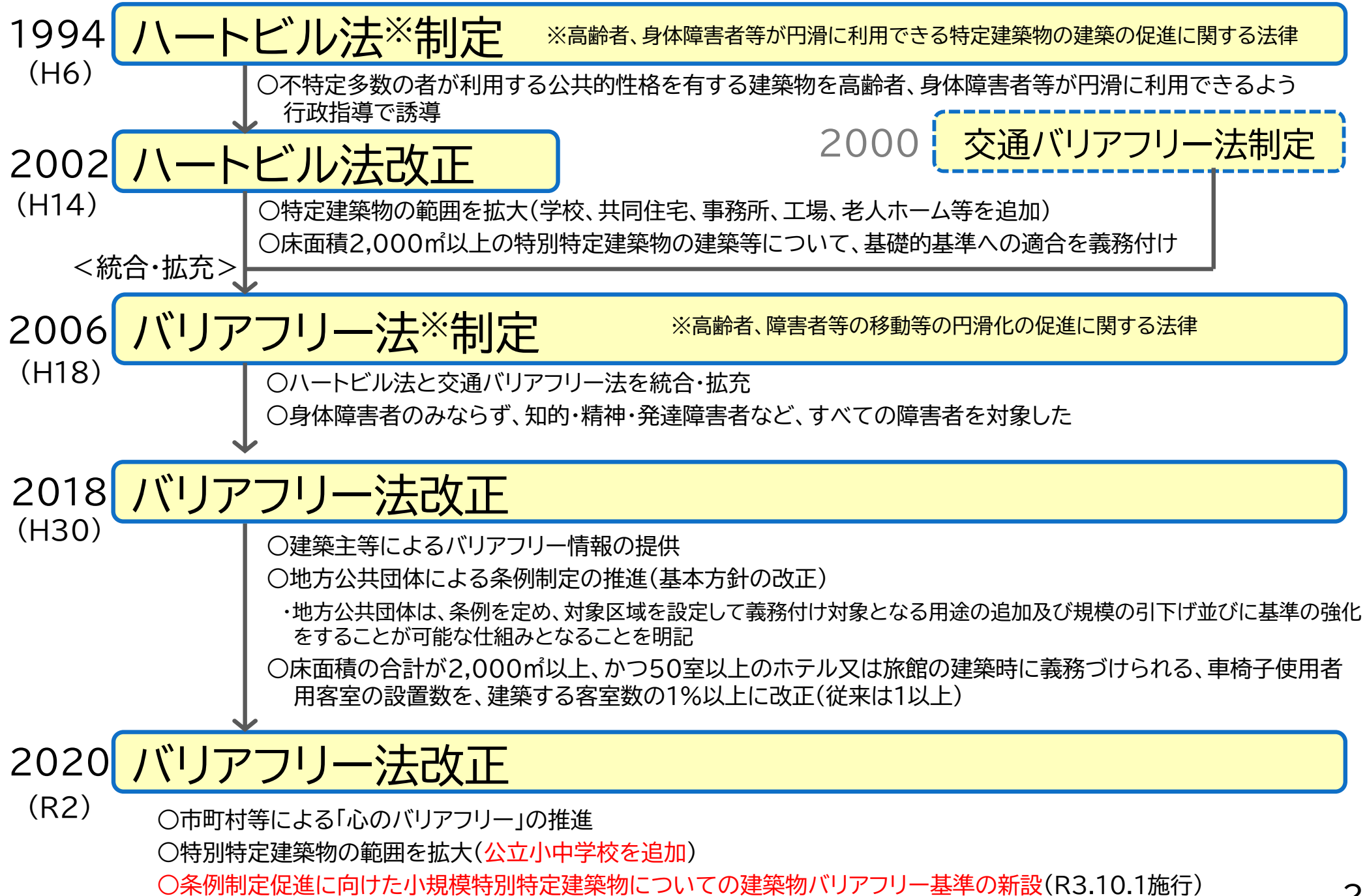
### アプローチ

出入口までは段差が  
ないかスロープに

### 駐車場

駐車スペースは  
車いすを使用する方でも  
楽に利用できるように

# バリアフリー法(建築物分野)の経緯



# バリアフリー法(建築物分野)の概要

## 特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「学校」「卸売市場」「事務所」  
「共同住宅」「工場」など

## 特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物他

(例)「公立小中学校」「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「不特定かつ多数の者が利用する官公署」「飲食店」「サービス業を営む店舗」など

※条例により、特別特定建築物に特定建築物の追加が可能

※1:増改築部分のみが義務化の対象

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

**2,000㎡以上**(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※1又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**

※条例により、面積要件の引下げが可能

## 建築物移動等円滑化基準【令第10条～第24条】 【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**必要な**建築物特定施設※2の構造及び配置に関する基準  
(例)・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保 ・車椅子使用者用のトイレがひとつはある など  
※2:出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場等を指す。

※条例により、必要な事項の付加可。また、500㎡未満の建築物に対する建築物移動等円滑化基準の一部を規模等に応じて設定可

## 建築物移動等円滑化誘導基準【省令】 【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**誘導すべき**建築物特定施設※3の構造及び配置に関する基準。(※3:義務づけの対象ではない)  
(例)・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保 ・車椅子使用者用のトイレが必要な階にある など

**計画の認定【法第17条】** (建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)



# バリアフリー法の対象となる建築物

<b>特定建築物</b> (新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への <b>適合努力義務</b> )	<b>特別特定建築物</b> (2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への <b>適合義務</b> )
1.学校	1. 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの又は特別支援学校
2.病院又は診療所	2.病院又は診療所
3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4.集会場又は公会堂	4.集会場又は公会堂
5.展示場	5.展示場
6.卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7.ホテル又は旅館	7.ホテル又は旅館
8.事務所	8.保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9.共同住宅、寄宿舍又は下宿	
10.老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	9.老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
11.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	10.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12.体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	11.体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場
13.博物館、美術館又は図書館	12.博物館、美術館又は図書館
14.公衆浴場	13.公衆浴場
15.飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	14.飲食店
16.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	15.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
17.自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
18.工場	
19.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	16.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
20.自動車の停留又は駐車のための施設	17.自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
21.公衆便所	18.公衆便所
22.公共用歩廊	19.公共用歩廊

# バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準(義務基準)、 建築物移動等円滑化誘導基準(誘導基準)の概要

## 1 出入口

建物の出入口、居室の出入口などは車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。出入口の幅と前後のスペースを確保してください。

- 玄関出入口の幅 (1以上)  
80cm 以上    120cm 以上
- 居室などの出入口  
80cm 以上    90cm 以上



## 2 廊下等

車いすを使用する方の通行が容易なように十分な幅を確保することが必要です。

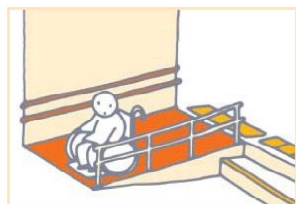
- 廊下幅  
120cm 以上    180cm 以上



## 3 傾斜路

スロープは緩やかなものとし、手すりを設け、上端には点状ブロック等を敷設してください。長いスロープには踊り場を設けることも必要です。

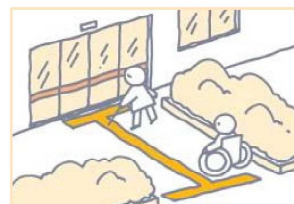
- 手すりの設置  
片側                    両側
- スロープ幅  
120cm 以上    150cm 以上
- スロープ勾配  
1/12 以下            1/12 以下  
(屋外は 1/15 以下)



## 7 アプローチ

建物の出入口に通じる通路を車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。広い幅ですべりにくい表面とし、高低差のある場合には緩やかなスロープ等を設けてください。

- 通路の幅  
120cm 以上    180cm 以上



## 8 駐車場

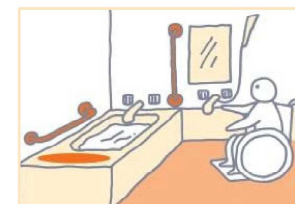
駐車場を設ける場合は、車いすを使用する方や体の不自由な方のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペースを確保してください。

- 車いす使用者用駐車施設の数  
1つ以上            原則 2% 以上
- 車いす使用者用駐車施設の幅  
350cm 以上    350cm 以上



## 9 浴室等

共用の浴室やシャワー室を設ける場合には、1つ以上の浴室等を十分な広さとし、車いすを使用する方が使える仕様としてください。  
(建築物移動等円滑化誘導基準)



## 4 エレベーター

階と階の間の移動には、エレベーターで行けるようにすることが原則必要です。車いすを使用する方や目の不自由な方の利用に配慮した仕様としてください。

- 出入口の幅  
80cm 以上    90cm 以上
- かごの奥行  
135cm 以上    135cm 以上
- かごの幅 (一定の建物の場合)  
140cm 以上    160cm 以上
- 乗降ロビー  
150cm 角以上    180cm 角以上



## 5 トイレ

トイレを設ける場合には、車いすを使用する方や足の弱っている方も使えるようにすることが必要です。車いすを使用する方が使える十分な広さの便所を設けてください。

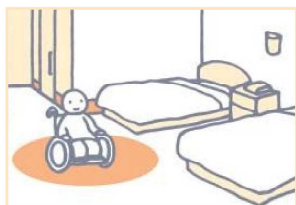
- 車いす使用者用便所の数  
建物に1つ以上    各階ごとに原則 2% 以上
- オストメイト対応便所の数  
建物に1つ以上    各階ごとに1つ以上
- 低リップ小便器等の数  
建物に1つ以上    各階ごとに1つ以上



## 6 ホテルや旅館の客室

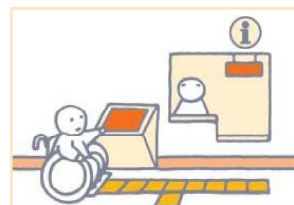
ホテルや旅館の客室内の便所や浴室等は車いすを使用する方も使えるようにすることが必要です。

- 車いす使用者用客室の数  
1% 以上            原則 2% 以上



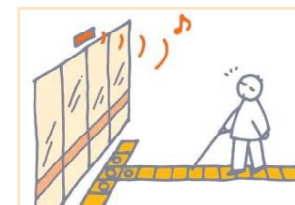
## 10 「案内表示」について

バリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の付近には、見やすくわかりやすい表示が必要で。これらの施設の配置がわかる案内板や案内所を設けてください。



## 11 案内設備に至る経路

道等から案内板や案内所に至る経路には、目の不自由な方が安全に通れるように視覚障害者誘導用ブロックを設置するか、音声による誘導装置を設けてください。



## 12 増築等の場合

増築等の部分とその部分に至る経路が基準の適用範囲となります。なお、増築等の範囲にかかわらず多数の者が利用する便所、駐車場などを設ける場合には、一以上を車いすを使用する方などが利用できるような必要があります。

## 13 修繕等の場合

修繕等の部分とその部分に至る経路が基準の適用範囲となります。なお、修繕等の範囲にかかわらず多数の者が利用する便所、駐車場、浴室等を設ける場合には、一以上を車いすを使用する方などが利用できるような必要があります。  
(建築物移動等円滑化誘導基準)

# 移動等円滑化経路について

## トイレ

トイレを設ける場合には、車いすを使用する方や足の弱っている方も使えるようにすることが必要です。車いすを使用する方が使える十分な広さの便房を設けてください。

- 車いす使用者用便房の数  
建物に1つ以上 各階ごとに原則2%以上
- オストメイト対応便房の数  
建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上
- 低リップ小便器等の数  
建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上

## 駐車場

駐車場を設ける場合は、車いすを使用する方や体の不自由な方のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペースを確保してください。

- 車いす使用者用駐車施設の数  
1つ以上 原則 2% 以上
- 車いす使用者用駐車施設の幅  
350cm 以上 350cm 以上

## エレベーター

階と階の間の移動には、エレベーターで行けるようにすることが原則必要です。車いすを使用する方や目の不自由な方の利用に配慮した仕様としてください。

- 出入口の幅  
80cm 以上 90cm 以上
- かごの奥行  
135cm 以上 135cm 以上
- かごの幅 (一定の建物の場合)  
140cm 以上 160cm 以上
- 乗降ロビー  
150cm 角以上 180cm 角以上

## アプローチ

建物の出入口に通じる通路を車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。広い幅ですべりにくい表面とし、高低差のある場合には緩やかなスロープ等を設けてください。

- 通路の幅  
120cm 以上 180cm 以上

## 出入口▲▲

建物の出入口、居室の出入口などは車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。出入口の幅と前後のスペースを確保してください。

- 玄関出入口の幅 (1以上)  
80cm 以上 120cm 以上
- 居室などの出入口  
80cm 以上 90cm 以上

## 廊下等

車いすを使用する方の通行が容易なように十分な幅を確保することが必要です。

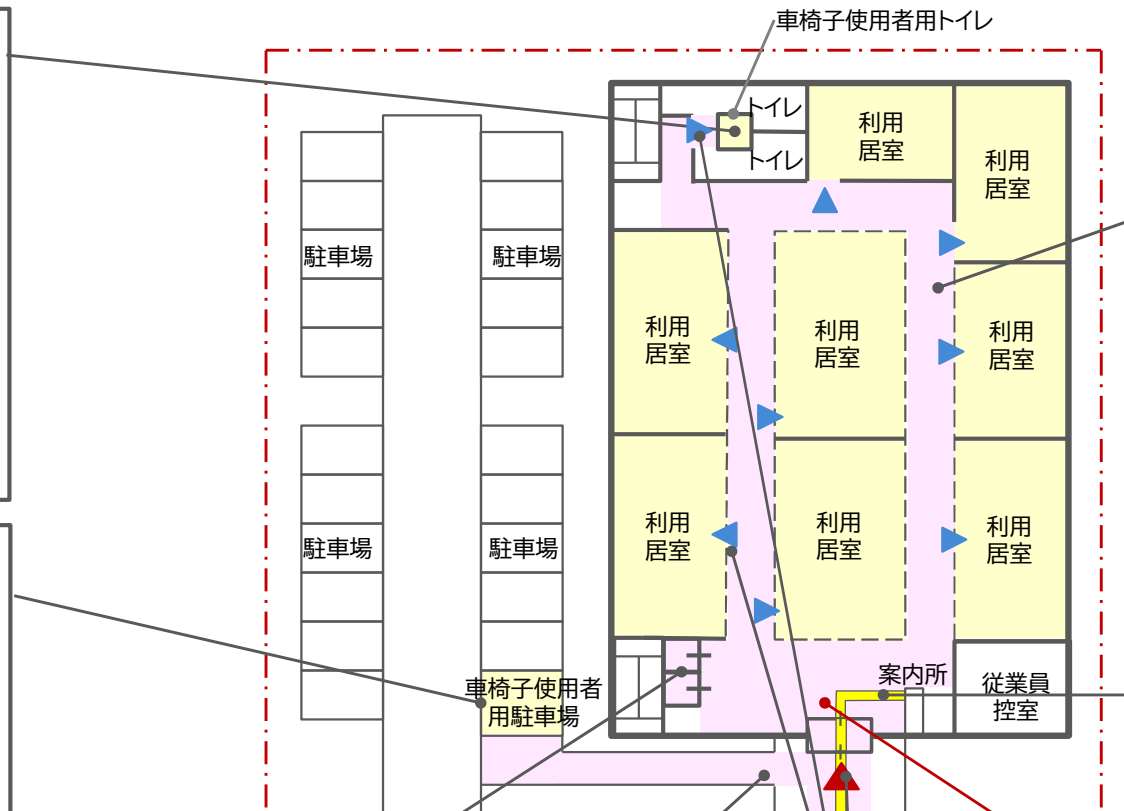
- 廊下幅  
120cm 以上 180cm 以上

## 案内表示

バリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の付近には、見やすくわかりやすい表示が必要です。これらの施設の配置がわかる案内板や案内所を設けてください。

## 案内設備に至る通路

道等から案内板や案内所に至る経路には、目の不自由な方が安全に通れるように視覚障害者誘導用ブロックを設置するか、音声による誘導装置を設けてください。



■ : 移動等円滑化経路[令18条]

- ・ 道等から利用居室※までの経路
- ・ 車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路
- ・ 利用居室から当該車椅子使用者用便房までの経路 等

※不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室



## 制度概要（バリアフリー法）

○建築主等が、**2000㎡以上の特別特定建築物**を建築するときは、「**建築物移動等円滑化基準**」（利用居室までの経路のバリアフリー化、出入口、廊下、エレベーター、便所等のバリアフリー基準）に**適合**させなければならない。

○**地方公共団体は**、適合義務の対象となる建築物の**規模を、条例で2000㎡未満で別に定める**※ことができる。

※適合させる基準は、2000㎡以上の特別特定建築物と同じ水準（上乘せは可能だが、緩和はできない）

## 改正の背景・課題

○現行の建築物移動等円滑化基準は、全国一律で適合義務のかかる2000㎡以上の特別特定建築物を想定した基準となっており、**条例で適合義務の対象となる建築物の規模を引き下げた場合でも、一律に同じ基準が適用**される。

※例) 規模の大小に関わらず、一律の通路幅が必要等

○このため、小規模な建築物においては過度な負担となる場合があり、結果として、条例制定による対象規模の引き下げが進みにくくなっている。

## 政令の改正内容（令和3年10月1日施行）

○条例で**500㎡未満の規模の建築物を義務付け対象とする場合に、その規模に見合った「建築物移動等円滑化基準」を柔軟に設定できるよう見直す**※。

※500㎡～2000㎡の規模を設定した場合は従来どおり

➤ 高齢者、障害者等が利用する居室までの経路の一以上は、バリアフリー化（段差の解消、出入口の幅・通路幅の確保等）

※ 幅の例：通路の幅員90cm（中大規模の場合は120cm）

➤ 車椅子利用者便所や車椅子利用者駐車場の基準は、地域の実情に応じて、地方公共団体が条例で定めることが可能。